議第 4 号

田川地区の県立高校再編整備計画について

田川地区の県立高校再編整備計画について、別添の事項を方針として定めることとする。

提案理由

平成 26 年 11 月に策定した「県立高校再編整備基本計画」に示した方向性に沿い、中学校卒業者数の減少に対応するとともに、多様な教育ニーズに対応する新しい学校づくりを進める必要があるため提案するものである。

平成 30 年 3 月 27 日提出

山形県教育委員会 教育長 廣 瀬 渉

田川地区の県立高校再編整備計画について

平成30年3月27日 高校教育課

方針として決定する事項

庄内総合高等学校に、鶴岡工業高等学校定時制の課程及び鶴岡南高等学校通信制の課程を統合し、全日制総合学科、昼間定時制総合学科、通信制普通科を併設した生徒個々の多様な学習ニーズに対応する高等学校とする。校名は庄内総合高等学校のままとする。

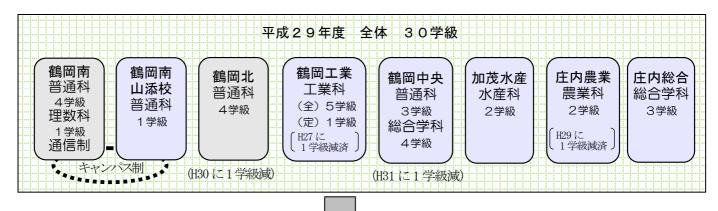
平成29年10月山形県教育委員会

田川地区の県立高校再編整備計画<第2次計画(骨子案)>

- 1 田川地区の県立高校再編整備計画(平成25年3月策定)の要点
 - (1) 田川地区の中学校卒業者数の大幅な減少に対応して、平成27年度から平成36年度 の10年間で、入学定員を8学級程度削減する。
 - (2) 平成36年度を目処に次の方向で再編整備を行う。
 - ① 普通科を2校に集約し、適正規模を確保する。
 - ② 工業科については、単科型専門高校とする。
 - ③ 農業科、水産科については、総合学科と連携するとともに、小規模化が更に進行した場合、 校舎制(下記参照)の導入を検討する。
 - ④ 総合学科については、当面は現在の2校配置を維持し、在り方を検討する。
 - ⑤ 定時制・通信制等を統合し、多様なニーズに対応する。

2 第2次計画における学校の配置

- ◇ 上記1の計画及び「山形県中高一貫教育校設置構想^{※1}」(平成21年6月策定)を踏まえて、下のとおり再編整備を進めます。
 - ※1「内陸地区と庄内地区に併設型中高一貫教育校のモデル校を設置する。」



第2次計画による再編整備後 全体 24学級

庄内中高一貫校 (仮称)

高 校 普通科 6学級 理数科 1学級 中学校 2~3学級

<鶴岡南と鶴岡北の敷地・校舎を活用>

庄内総合

フルタイムコース 全日制総合学科 2学級 チャレンジュース 定時制(昼)総合学科 1学級 通信制 普通科 80名

<庄内総合の敷地・校舎を活用>

(H36 までに鶴岡南(全)と鶴岡北を統合し、県立中学校を新設) (H32 に山添校は募集停止

H34 に全日制を 1 学級減し、昼間定時制・通信制を新設 (鶴岡南(通)の在籍者は庄内総合(通)に転学

鶴岡工業

工業科

鶴岡中央

普通科 総合学科 加茂水産

水産科

庄内農業

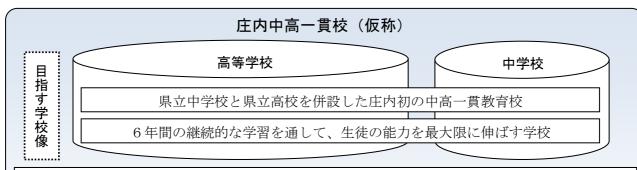
農業科

※2 校舎制とは、複数の学校 を統合した上で、専門学科 の実習のために、移設が困 難な既存の実習施設も活 用していくという学校運 営の形態

(H34に鶴岡工業(定)は募集停止) (今後、校舎制*2について検討し、第3次計画で明示)

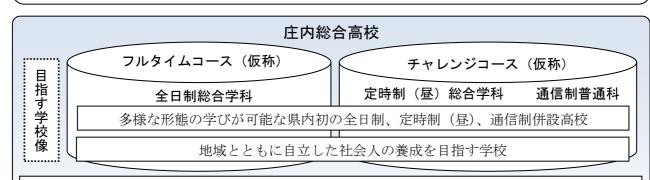
4校計 14学級

3 庄内中高一貫校(仮称)と庄内総合高校の特色



主な特色

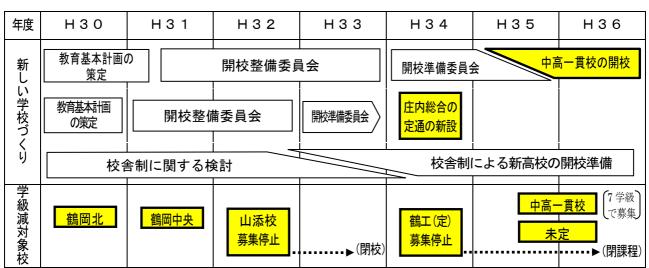
- 高校の学習内容を一部先取りするなど、高いレベルの授業を実施
- 大学・研究機関や企業と連携し、自ら設定した課題の解決に向けて、主体的・協働的に学ぶ 探究型の学習を推進
- 外国語教育や理数教育を充実させ、グローバル化に対応した実践的なコミュニケーション能力や、数学的・科学的思考に基づき判断・表現できる力を育成
- 庄内の自然、産業、文化などに関わる体験活動を充実



主な特色

- これまでの全日制総合学科に加え、新しく「チャレンジコース (仮称)」を設置し、生徒個々の多様な学習ニーズに応える総合的な高校
- 普通教科と専門教科から豊富な選択科目を開設し、大学等への進学や就職などに幅広く対応
- 少人数指導による基礎学習の充実、学び直しへも対応
- 地域資源を生かした実習・体験型の学習の充実
- 外部機関と連携したソーシャルスキルトレーニング等、社会的な自立に向けた支援

4 今後のスケジュール (予定)



(問い合わせ) 山形県教育庁高校教育課高校改革推進室 電話 023-630-2493 Fax023-630-2774 E メール ykokokaikaku@pref.yamagata.jp

議第 5 号

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則 山形県立高等学校管理運営規則(昭和 41 年 4 月県教育委員会規則第 3 号)の一部 を次のように改正する。

第20条第2項中「、主事」を「、主事、学校司書主事」に改める。

第21条の表中

実習講師	実験又は実習について、教諭の職務を助ける業務に 従事する。	₹
------	----------------------------------	-------

を

実習講師	実験又は実習について、教諭の職務を助ける業務に 従事する。
学校司書主事	図書に関する業務に従事する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

学校司書主事を新たに設置することに伴い提案するものである。

平成 30 年 3 月 27 日提出

山形県教育委員会 教育長 廣 瀬 渉

山形県立高等学校管理運営規則新旧対照表

一略一

(職)

- 第20条 高等学校に、校長、教頭、教諭、養護教諭又は養護助教諭及び主任実習教諭、実習教諭又は実習講師を置く。
- 2 前項に規定するもののほか、高等学校に事務 部長又は事務長を置くとともに、必要に応じ次 の職を置く。

副校長、助教諭、講師、事務部次長、事務次 長、総務主査、主査、主任主査、主任主事、副 主任、主事、栄養主査、主任栄養士、管理栄養 士、栄養士、副主任栄養士、技能長、学校司書 、調理師、学校技能員

(職務)

第21条 一略一

職	職務
一略一	一略一
実習講師	実験又は実習について、教諭の職務を助ける業務に従事する。
一略一	一略一

一略一

(職)

- 第20条 高等学校に、校長、教頭、教諭、養護教諭又は養護助教諭及び主任実習教諭、実習教諭又は実習講師を置く。
- 2 前項に規定するもののほか、高等学校に事務 部長又は事務長を置くとともに、必要に応じ次 の職を置く。

副校長、助教諭、講師、事務部次長、事務次 長、総務主査、主査、主任主査、主任主事、副 主任、主事、学校司書主事、栄養主査、主任栄 養士、管理栄養士、栄養士、副主任栄養士、技 能長、学校司書、調理師、学校技能員

(職務)

第21条 一略一

職	職務
一略一	一略—
実習講師	実験又は実習について、教諭の職務 を助ける業務に従事する。
<u>学校司書</u> 主事	図書に関する業務に従事する。
一略一	一略—